

兵庫県公報

平成29年10月3日 火曜日 第2940号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	2
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の所在地の変更の届出（しごと支援課）	2
○ 地方卸売市場の廃止許可（消費流通課）	2
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 道路の指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○ 同 上（同）	9
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	12
正 誤	
○ 平成29年4月11日付け兵庫県公報第2890号中	12

告 示

兵庫県告示第876号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	熟女6人 しびれる股間	新東宝映画
同	牝教師 鬪ってあげる	新日本映像
同	禪熟女 私の秘密、見て下さい。	新日本映像

同	悶絶上映 銀幕の巨乳	オーピー映画
---	------------	--------



兵庫県告示第877号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する。
京都府城陽市
- 2 認可年月日
平成29年9月21日



兵庫県告示第878号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり所在地を変更する旨の届出があった。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 届出法人名 特定非営利活動法人 ふろじえくとplus
- 2 名 称 但馬障害者就業・生活支援センター
- 3 変更前住所 豊岡市元町11番1号
- 4 変更後住所 豊岡市元町12番15号
- 5 変 更 日 平成29年10月1日



兵庫県告示第879号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地方卸売市場 の 名 称	地方卸売市場 の 所 在 地	開設者の名称	取扱品目	廃 止 年 月 日	廃止許可 年 月 日
三輪又地方卸売市場	宍粟市山崎町山崎 488番地	株式会社三輪又商店	青果物 水産物 肉類 花き	平成29年 10月4日	平成29年 9月21日



兵庫県告示第880号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、平成29年9月19日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
高岡福田土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	高岡福田地区	平成29年10月3日から 同 月23日まで	神崎郡福崎町 役 場



兵庫県告示第881号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年9月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	高井上池地区	平成29年10月3日から 同 月23日まで	加東市役所
農地整備事業（経営体育成型）	高岡福田地区	同 上	神崎郡福崎町 役 場



兵庫県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年10月3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年10月3日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大谷鮎原神代線	洲本市五色町上塚字原田36番2から 同 市五色町下塚字家ノ後488番1まで	旧	6.0から 35.0まで	488.0	
		新	9.0から 38.0まで	488.0	



兵庫県告示第883号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29北播予定 0002号	29. 9. 21	加西市北条町西高室字丸山ノ下279番8から 279番10まで 同 市北条町西高室字ホキ山590番21の一部、 590番23 同 市北条町東南字一ノ坪191番3、192番4、 191番3地先里道 同 市北条町東南字溝西250番1の一部、251 番5、251番7、253番5、250番1地先水路の 一部 同 市北条町東南字ホキ山258番26から258番 28まで、258番26地先里道の一部、258番28地 先官有地の一部 同 市北条町横尾字西川向360番1、361番3、 362番2、362番4、363番2、364番41、361 番3地先里道の一部 同 市北条町北条字溝川1番4、1番7、1 番8、6番2から6番4まで、7番7、8番 2、9番6から9番9まで、10番3、10番5 から10番7まで、93番4から93番8まで、93 番4地先里道の一部、1番8地先水路の一部	12.0~19.0	660.0

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
射馬 I (101070584)	神戸市北区有馬町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
有馬(11) (101070606)	神戸市北区有馬町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
有馬(12) (101070607)	神戸市北区有馬町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
有馬(1)(1)I-2 (101070608)	神戸市北区有馬町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊

有馬(3) I-2 (101070609)	神戸市北区有馬町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
愛宕山 I-2 (101070610)	神戸市北区有馬町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年10月10日(火)から同月24日(火)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所及び神戸市北区役所有馬連絡所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5
 - (3) 提出期限
平成29年10月24日(火)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宝来谷川 (214010083)	西脇市平野町(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年10月11日(水)から同月25日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所都市整備部土木課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成29年10月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第803号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

有馬(1)(1)I(101070569)の項中別図489、有馬(3)I(101070571)の項中別図491、有馬(8)I(101070575)の項中別図494、中ノ畑I(101070580)の項中別図497、有馬(2)II(101070591)の項中別図504を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月10日（火）から同月24日（火）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北支所及び神戸市北区役所有馬連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年10月24日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

愛宕山I(101070585)の項中別図73を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月10日（火）から同月24日（火）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所

務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所及び神戸市北区役所有馬連絡所

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5
- (3) 提出期限
平成29年10月24日（火）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

岡崎 I（114010041）の項中別図41、八坂 I（114010050）の項中別図50、落古谷 I（214010021）の項中別図114を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 改正の案の閲覧期間
平成29年10月11日（水）から同月25日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所都市整備部土木課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1
- (3) 提出期限
平成29年10月25日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
乙倉谷 I (101070568)	神戸市北区有馬町 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
有馬 (1) (1) I (101070569)	神戸市北区有馬町 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
有馬 (2) (1) I (101070570)	神戸市北区有馬町 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
有馬 (3) I (101070571)	神戸市北区有馬町 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
有馬 (5) I (101070573)	神戸市北区有馬町 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
有馬 (7) I (101070574)	神戸市北区有馬町 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
有馬 (8) I (101070575)	神戸市北区有馬町 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
有馬 (10) I (101070577)	神戸市北区有馬町 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
有馬 (11) I (101070578)	神戸市北区有馬町 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
有馬 (12) I (101070579)	神戸市北区有馬町 (別図 10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
中ノ畑 I (101070580)	神戸市北区有馬町 (別図 11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
道場山 (1) I (101070581)	神戸市北区有馬町 (別図 12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
道場山 (2) I (101070582)	神戸市北区有馬町 (別図 13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
射馬 I (101070584)	神戸市北区有馬町 (別図 14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
愛宕山 I (101070585)	神戸市北区有馬町 (別図 15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
大屋敷 (2) I (101070587)	神戸市北区有馬町 (別図 16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
有馬 (1) (2) I (101070588)	神戸市北区有馬町 (別図 17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
有馬 (1) II (101070590)	神戸市北区有馬町 (別図 18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり

有馬(2)Ⅱ (101070591)	神戸市北区有馬町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
有馬(8)Ⅱ (101070596)	神戸市北区有馬町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
有馬(9)Ⅱ (101070597)	神戸市北区有馬町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
有馬(10)Ⅱ (101070598)	神戸市北区有馬町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
有馬(11) (101070606)	神戸市北区有馬町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
有馬(12) (101070607)	神戸市北区有馬町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
十八丁川左支溪(2)Ⅰ (201070035)	神戸市北区有馬町(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり

(別図1から別図25までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月10日(火)から同月24日(火)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北支所及び神戸市北区役所有馬連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年10月24日(火)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

蒲江Ⅰ (114010025)	西脇市蒲江（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
蒲江Ⅱ (114010026)	西脇市蒲江（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
坂本Ⅲ (114010027)	西脇市坂本（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大野(3)Ⅰ (114010030)	西脇市大野（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
大野(2)Ⅲ (114010032)	西脇市大野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上野(1)Ⅰ (114010035)	西脇市上野（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上野(2)(2)Ⅰ (114010037)	西脇市上野（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
明楽寺Ⅱ (114010038)	西脇市明楽寺町（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
岡崎Ⅰ (114010041)	西脇市岡崎町（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上王子(2)Ⅰ (114010043)	西脇市上王子町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中野Ⅱ (114010046)	西脇市出会町（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
合山(1)Ⅲ (114010048)	西脇市合山町（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
八坂Ⅰ (114010050)	西脇市八坂町（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
谷Ⅰ (114010084)	西脇市谷町（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
谷Ⅱ (114010086)	西脇市谷町（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
板波(2)Ⅰ (114010089)	西脇市板波町（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
板波CⅡ (114010091)	西脇市板波町（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
津万川右支溪第二Ⅰ (214010014)	西脇市寺内（別図18のとおり）	土石流	別図18のとおり
大野川Ⅰ (214010015)	西脇市大野（別図19のとおり）	土石流	別図19のとおり
津万川右支溪第一Ⅰ (214010016)	西脇市大野（別図20のとおり）	土石流	別図20のとおり

西谷川 I (214010017)	西脇市明楽寺町 (別図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
落古谷 I (214010021)	西脇市落方町 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
籠谷 I (214010022)	西脇市落方町 (別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
大谷 I (214010023)	西脇市落方町 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
高倉谷川 I (214010024)	西脇市岡崎町 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
岡崎川 2 I (214010025)	西脇市岡崎町 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
出合川左支溪第一 II (214010029)	西脇市出会町 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
岩礼谷 I (214010030)	西脇市合山町 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
北谷川 2 (1) I (214010077)	西脇市高田井町 (別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
和田谷川 I (214010079)	西脇市谷町 (別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
和田谷川左支溪第一 II (214010080)	西脇市谷町 (別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
野間川右支溪第一 I (214010081)	西脇市平野町 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
宝来谷川 (214010083)	西脇市平野町 (別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり

(別図 1 から別図33までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月11日 (水) から同月25日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所都市整備部土木課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成29年10月25日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日 (金) までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第87号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年10月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

表丹波市の項中

「

丹波市	柏原人権啓発センター	丹波市柏原町柏原5090
	丹波市立青垣住民センター	丹波市青垣町佐治114

」

を

「

丹波市	丹波市立青垣住民センター	丹波市青垣町佐治114
-----	--------------	-------------

」

に改める。

正 誤

○平成29年4月11日付け（兵庫県公報第2890号）

兵庫県告示第428号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	上から8	美方郡香美町香住区油良字ヨウロ 102—1、102—3、119、120、121、 122、123、124、125、126、127、128、 129、130、131、132、133、134、134 —1、135 美方郡香美町香住区油良字山谷206、 207 美方郡香美町香住区油良字大蟹399 —5、399—2 （※平成29年3月23日時点）	美方郡香美町香住区油良字ヨウロ 102—1、124—2、128、128—2、 129、130、131、132、133、美方郡香 美町香住区油良字山谷206—1 （※平成29年3月23日時点）